



～ともに～ 皆心一つに

学校安全ネット通信 No.13

- 頁1 目次
- 頁2～3 特集 第7回オンライン公開学習会
「集団守秘義務の問題点 現場からの報告」
講師 佐竹 由利子
(臨床心理士・公認心理師・元東京都
公認スクールカウンセラー)
- 頁4 条文資料 講師 市川 須美子
(独協大学名誉教授)
- 頁5～6 「スクールカウンセラー(SC)の集団守秘義務の問題点」
-子どもが安心してSOSを出せる環境をどう創るか-
喜多 明人 (早稲田大学名誉教授)
- 頁7 コラム「青空劇場で…」 浅見 洋子 (事務局長)
- 頁8 安全ネットがお薦めするこの一冊
「#教師のバトンとは 何だったのか」
-教師の発言と学校の未来-
鹿野 真美 (弁護士)

☆NPO法人学校安全全国ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。
学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対し
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費 ★会員 3,000円 ☆賛助会員 5,000円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します。

振込先 00130-9-346463

加入者名 ヒエイリ)学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元・お問合せ先
学校安全全国ネットワーク

TEL 03-3511-5070

FAX 03-3511-5784

E-mail uta@yoko-no-heya.jp

HP <http://gakouanzen-network.com>



事務局所在地

〒102-0072

東京都千代田区富士見
2-7-2

ステージビル1706号

南北法律事務所 内

集団守秘義務の問題点 現場からの報告

講師 佐竹由利子（臨床心理士・公認心理師・元東京都公立スクールカウンセラー）

3月26日の公開学習会は、臨床心理士として学校現場でスクールカウンセラー（SC）を14年経験してきた佐竹由利子先生の講演。もう一本は市川須美子先生の守秘義務の法的検討でした。佐竹先生のテーマは臨床心理士に課せられる守秘義務と、大義名分の「チーム学校」のもと、臨床心理士がSCとして得た個人情報の開示共有できるか、その場合の守秘義務はどう理解すべきか、という集団守秘の課題です。講演内容を要約して紹介します。市川先生の講演資料の条文を4頁に掲載し、講演内容の紹介は喜多明人の解説をお読みください。

また、佐竹先生の論述は「季刊教育法 夏号」に掲載されます。

文責 原田敬三(弁護士)

スクールカウンセラーの業務

SCの業務には、まず「児童生徒へのカウンセリング」があります。ただ、学校という日常生活で児童生徒の心を全部開かせるのは、危険です。ですので、本当のカウンセリングではなく、もっと浅いレベルでのカウンセリングになります。

他方、「チーム学校」の考え方は、情報共有、組織としての対応を重視します。

言えることは、学校臨床の場合、どこからが心理面接・支援か捉えにくいことです。最初に契約するケースの病院臨床・大学生の相談では守秘・開示についての説明ができます。

しかし、「チーム学校」は一人での解決が困難であるとの枠組理解の上で、「皆で解決に当たる」という考えです。学校の情報と心理相談情報を共有する考え方です。

しかし、「学校の持つ情報」と「臨床心理士の持つ心理情報」は深さが違います。「チーム学校」の考え方はこれを理解していないところに立脚しています。

「心理相談情報」はすごく深い！我々臨床心理士の在りようが深い情報を得ることを可能にしています。そこで得た「心理相談情報」の共有は「百害あって一利なし」です。

心理職の強み

心理職の強みは、一人ひとりを丁寧に育ててゆけることにあります。我々の理解では、秘密を守ることによって子どもは成長します。秘密は大事な成長のキーワードになり、対象となる生徒個人に焦点を当て深めることができます。

個々人の抱える事情、考え、感情、成長のペースを大事にする、考えです。

その上で、日常生活、特に学校という場の生活の適用を助けることができます。

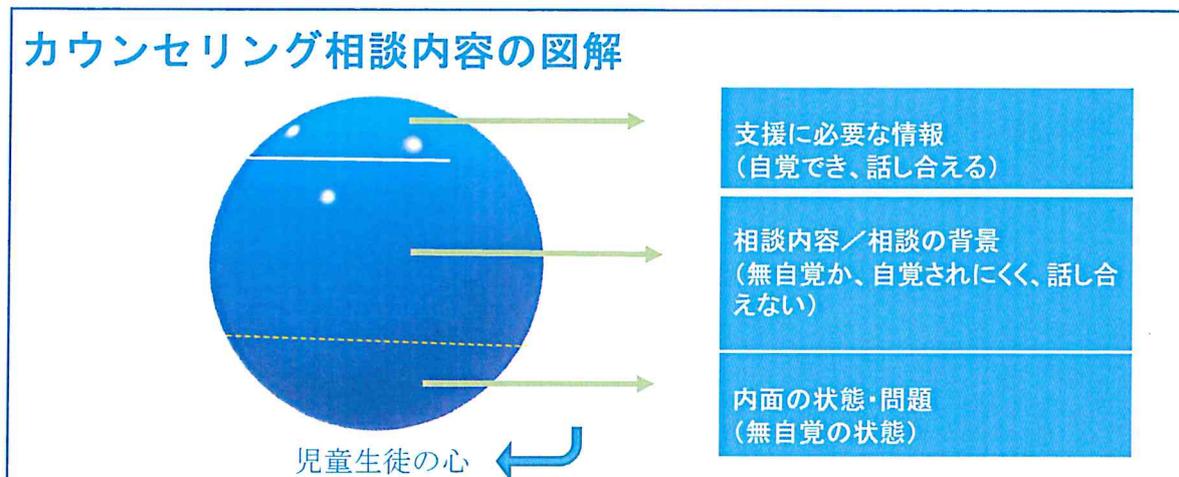




対象児童の日常の様子を把握できているので、早期対応、早期アドバイスが可能になり、同時に教員に対しても具体的アドバイス、支援策を伝えることが可能になります。✧

SCの独立性と第三者性について

集団守秘問題はそこでの課題と位置づけられます。その理解のために、心理相談の心の状態を図にしました。



相談内容は図の上部二段になり、支援に必要な開示はさらに上部分になります。

開示する場合は本人とよく話します。開示内容だけでなく「こんな風に話すけどいいかな。」と開示方法も含めて相談します。納得を得られれば、開示は本人にとって脅威ではなく、サポートになります。

二段目の内の「相談の背景」は、本人も十分理解していないこともあります。それでも臨床心理士は理解しなくてはならないところです。さらに奥があります。下段です。「無自覚の心の奥」がうごきだす、それによって対象児童生徒が自己解決したり、自己成長する。そんな展開に感動することが多々あります。

情報の開示、共有はもとより、アドバイス等についても、相談者の考え、意志を尊重して話し合いながら進めてゆくことになります。

保護者に話すについても、本人と共同作業になります。相談することで、「先生、こういうように話してくれよ」と言われることになります。

ですから、我々心理職は、図の中心ラインより下側をとっても大事に考えます。

仮に、この部分を開示したなら、大変なことになります。対象児童は傷つきます。良いことは何もなく、有害です。

このような深い関係を文科省が理解されるよう、辛抱強く発信を続けたいと考えます。(終)



条文資料

【資料作成 市川須美子】

公認心理師法

(秘密保持義務)

第四十一条 公認心理師は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。公認心理師でなくなった後においても、同様とする。

(連携等)

第四十二条 公認心理師は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し、保健医療、福祉、教育等が密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらを提供する者その他の関係者等との連携を保たなければならない。

2 公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない。

第四十六条 第四十一条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(倫理規定)

一般社団法人日本臨床心理士会倫理綱領 一般社団法人日本臨床心理士会倫理綱領

第2条 秘密保持

会員は、会員と対象者との関係は、援助を行う職業的専門家と援助を求める来談者という社会的契約に基づくものであることを自覚し、その関係維持のために以下のことについて留意しなければならない。

1 秘密保持

業務上知り得た対象者及び関係者の個人情報及び相談内容については、その内容が自他に危害を加える恐れがある場合又は法による定めがある場合を除き、守秘義務を第一とすること。

2 情報開示

個人情報及び相談内容は対象者の同意なしで他者に関示してはならないが、開示せざるを得ない場合については、その条件等を事前に対象者と話し合うよう努めなければならない。また、個人情報及び相談内容が不用意に漏洩されることのないよう、記録の管理保管には最大限の注意を払うこと。

3 テープ等の記録

面接や心理査定場面等をテープやビデオ等に記録する場合は、対象者の了解を得た上で行うこと。

子どもが学校で安心してSOSを出せる環境を どう創るか

—スクールカウンセラー（略称SC）の 「集団守秘義務」の問題点—

喜多 明人（早稲田大学名誉教授）

1 何が問われているのか —公開学習会（2022年3月26日）のねらい

今日、いじめや虐待、過剰叱責などの言葉の暴力をふくめて、子どもに向けられた暴力が深刻化しています。これらの権利侵害に対して「子どもを守る」という発想だけでなく、子ども自身がSOSを発信し、助けを求めていくことが課題となっています。

ところが、子どもたちは、学校内の相談室でスクールカウンセラーに相談することに躊躇してしまう事態が起きています。せっかく、子どもが勇気を振り絞って、SOSたとえばいじめについて悩みを打ち明けても、その個人情報翌日先生たちに知れ渡ってしまうのです。多くの子どもたちは、ショックを受け、裏切られたという思いでカウンセラーを信用できなくなってしまう。これでは、スクールカウンセラーを学校に置いた意味がなくなってしまう。

それはなぜでしょうか。なぜそのような事態になってしまったのか。その原因を考えてみたいと思います。公開学習会では、この問題と関わって、理論と実践の両方から、以下の方々に報告していただきました。

講師 市川 須美子さん（獨協大学名誉教授）

現場報告 佐竹 由利子さん（公認心理師・元東京都公立学校スクールカウンセラー）

2 子どもへの守秘義務よりも学校としての情報共有が優先

—「集団守秘義務」という考え方が導入されたわけ

相談を受けたスクールカウンセラーは、本来相談のプロとして子どもに対する秘密保持義務があるはず。ところがそれなのに、学校の一員になると学校としての情報共有が優先されて、子どものかけがいのない個人情報を本人の同意なしに開示しなければならない。この問題に、佐竹さんは長年悩まされ続けてきたと報告しています。

そのような悩ましい問題状況の中で、多くのスクールカウンセラーにとっては、子どもへの秘密保持義務を放棄して、個人情報の開示を正当化できる根拠として「集団守秘義務」という考え方が導入されたことは好都合だったと言えます。

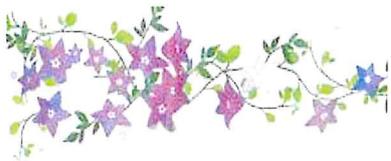
（SCのスーパーバイザーが、SCの学校配置に合わせて苦肉の策として導入されたものといわれています）

市川さんは、理論家らしく、まず「集団守秘義務」の定義がどうなっているかを調べたそうです。しかし、まともな定義はほとんど見当たらず、定義はあいまいでも、全国にこの考え方が広がったことに問題がある、と指摘します。

市川さんの定義によれば、集団守秘義務とは、「一定組織内の個人情報共有」であり、「個人情報主体の同意なし」（同意が望ましいとされるが）を本質としているということです。

しかも、その子どもの個人情報の内容は、「センシティブ情報」、「究極の個人情報」であり、子どもとの「相互間の信頼関係を前提とした秘密の開示」にほかなりません。





子どもの個人情報の集団守秘という考え方は、もともと学校現場の実践認識に含まれていました。学校は、子どもに関する個人情報の共有なくして指導はできない、という発想が強くありました。

とくに、いじめ問題の解決のためには、早期発見、早期対応が重要という考えから、子どもからいじめに関する情報を得た教員に対して通報義務を課し、いじめ対策委員会で対策を立てていくことが義務付けられています。（いじめ防止対策推進法）

3 「連携」義務優先の教育政策が集団守秘義務の追い風に

佐竹さんは、この集団守秘義務を補強してきたのが、公認心理師法42条の「連携義務」であったと指摘します。42条では、「保健医療、福祉教育等の密接な関係の下で」「関係者等との連携を保たなければならない」と規定されています。この法律の前条、41条には、公認心理師の「秘密保持義務」が定められています。

市川さんからは、この「連携義務の範囲内で守秘義務が生じると解するならば、「チーム学校」を機能させるために必要な範囲での情報共有は守秘義務に違反しない」（陣内聡「『チームとしての学校』の理念が抱える法的問題」『兵庫教育大学研究紀要』58巻、2021年2月 P47-55）と、教育政策意思を背景として集団守秘義務を擁護してきたことを示唆しました。

4 学校の管理目的からも「集団守秘義務」が要請される

佐竹報告では、このほか、文部科学省の指針では、「スクールカウンセラーの業務上知り得た秘密は、学校全体で管理することが基本」という考え方から、「スクールカウンセラーから学校に報告させる体制を整備する」としていることが指摘されました。

私自身の経験上も、学校配置されたスクールカウンセラーへのヒヤリングの中で、何度か「上司の命に服する」誓約書を書かせられたとうかがいました。

5 集団守秘義務の問題点と今後の課題

以上のように集団守秘義務が「あいまいな定義のまま」補強され、全国に広がってきた原因についてみてきました。冒頭に述べましたように、集団守秘義務は、子どもとの信頼関係を損なうものであり、子どもが安心してSOSを出せない元凶の一つであるとしたら、どのように問題点を整理し、その存在自体をなくしていけるのでしょうか。

第一には、市川さんが指摘した＜連携義務の範囲内で守秘義務が生じる＞という理解の問題です。これは逆であって、秘密保持義務（法41条）という基本原則の範囲内での「連携義務」（法42条）でなければなりません。子どもの個人情報の保護、プライバシー権という人権を、政策的に制約することはあってはならないといえます。

第二には、人権としての子どものプライバシー権の保障を最優先に置いた場合は、子どものかけがいのない個人情報の開示に際しては、その子どもの同意が必須条件であることです。本人同意の原則が貫かれなければなりません。

第三には、そうはいっても、いじめや虐待などで、生命の危機が想定されるような緊急事態の場合は、子ども本人の同意なしに対応が求められるケースもありえます。その判断は、心理職（SC）や福祉職（スクールソーシャルワーカー）の専門的な判断が必要ですし、そのような判断が可能な「職務としての独立性」が確保されていることが必須といえます。その場合は、ケース会議など「専門的な情報共有」の場における専門的な判断が求められると言えます。

第四には、校長の校務掌理権限（学校教育法28条）は、子どもの個人情報の管理まで及ぶべきではないことです。文科省の指針は、校務掌理の範囲を逸脱した解釈と言ってよいと思います。

以上



コラム

青空劇場で…

浅見 洋子
(事務局長)

「おうい雲よ ゆうゆうと 馬鹿にのんきそうぢゃないか どこまでゆくんだ ～
～～」村山暮鳥の詩「雲」です。
このフレーズが大好きです。

13歳違いのアルコール依存症の長兄は、昼は爆睡、夕方になると家を抜け出す。そして、夜中、お酒を飲んでお金が足りなくなるとベロベロに酔って帰ってくる。寝ている家族を起こし、暴言三昧。果ては窓ガラスを割り、テレビを引っ繰り返す。たまりかねた長女が自分の財布からお金を渡す。今夜は、もう家には帰ってこない。家族は明日のためにそっと布団に潜り込む。こうした日々の繰り返しに、高校生の私の心は荒れていた。傘をカバンにしまい、雨に打たれながら江戸川大橋を歩く。橋の欄干に持たれ、勢いよく流れる川を見つめ続ける。そんなある日、江戸川土手を歩きながら、対岸に広がる青空に目が留まった。「おうい雲よ ～～」と、昼休みに読んでいた「日本の詩歌 13」山村暮鳥の詩の一節が私の口から突いて出た。立ち止まり暫し雲に見入る。

雲は、少しずつ姿を変え流れていく。不思議で、面白くって、土手に座り、ゆっくり流れていく雲を追った。どれほどの時間がたっただろうか。立ち上がりスカートについた枯れ草を振り払い、家路に向かった。

家に帰った私は、明るい気持ちで夕食の支度をする母の手伝いをした。布団に入り、きょう一日を思い起こした。

私は、何時も下ばかり見て歩いていたことに気が付いた。でも、きょうの私は空を、雲を見ていた。首も心も軽かったと…。以来、私はよく空を、雲を見るようになった。

青空の劇場で、雲の演じる一人芝居を楽しむのです。

雲は、象になり、ペンギンになり、人魚になり少年となって遠くに姿を隠す。するとまた、新しい雲が私の頭上に現れ、第2幕目の物語が…。こうした日を重ねる中で、分かったことがあった。私が元気な時は、雲の変化が楽しく移り替わること、嫌なことがあったとき、私の青空劇場には、鬼が、蛇が激しく動くことだった。

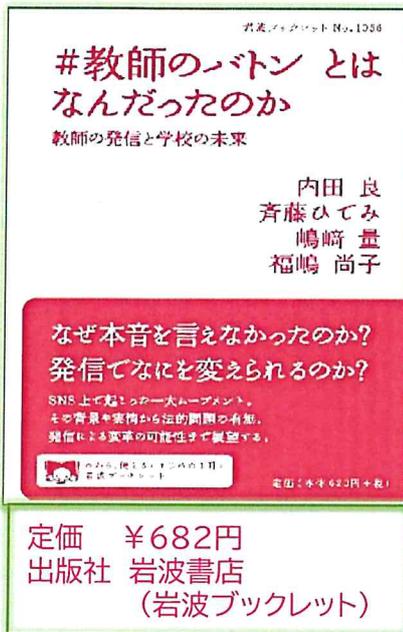
私は思いつきました。楽しい本を沢山読もうと、そうすればきっと、本の世界が青空劇場で演じられるだろうからと。

工夫という知恵を得た、高校生活の思い出の一ページです。



学校安全ネットがおすすめする

この一冊！ Vol.11



著者：内田 良、斉藤ひでみ
嶋崎 量、福嶋 尚子

税込み682円、80頁弱のブックレット。ぜひ、買って、読んでいただきたい。そして、ツイッターに投稿されている、教師の声、教師の家族の声も、読んでいただきたい。さらに、この本とツイッターを、学校教育と縁のある人にもない人にも勧めていただきたい。一つ一つの章は独立しているので、目次を見て、読みやすそうなところを選んでいただいてもいいのではないだろうか。

文科省が、「教師って、こんなに素晴らしい仕事♥」という投稿を期待して開設した（と思われる）「#教師のバトン」のツイッターアカウント。現場の教師やその家族等からの悲痛な叫びが次々に投稿され、「大炎上」となった。これに対し、文科省はアカウントを閉鎖するかと思いきや、開設から3日後、「ご意見・ご指摘 ありがとうございます」として、現場教師の厳しい状況を再認識するとともに改革を加速させる必要性を強く実感した旨を投稿した。教師たちは「#教師のバトン」に投稿するだけでなく、「#教師からのバトン」を設けた。その趣旨は、文科省にできる改革・文科省がすべき改革に絞った要求を発信しよう、というものであった。そして、教師たちは文科省を訪れて実際にメッセージを手渡した。これに対し、文科省は、この事実と手渡されたメッセージを発表したのである。

「#教師のバトン」は2021年3月26日に開設された。それから1年、教員免許更新制は廃止の方向だが、教師の過酷な労働環境に関する改革は、目に見えて加速しているとは思われない。子どもたちと接する教師が幸福感を味わえないで、どうして子どもたちが幸福な学校生活を送れるだろうか。

国が、期待したのとまるで正反対の方向で盛り上がったこのプロジェクトを亡きものにしたり、うやむやにしたりしなかったことは、この国もまだまだ捨てたもんじゃない、と希望を持たせてくれた。これからも声を上げ、声を届け、子どもたちの学校生活の幸福のために頑張っていきたい。

弁護士 鹿野真美

